

※提出はFAX、Eメール、郵送いずれかにて返送ください。 提出期限 9月8日

提出先：多賀城市 産業振興課（〒985-8531 多賀城市中央2丁目1番1号）
（FAX：022-368-9069 E-mail：shoko@city.tagajo.miyagi.jp）

計量器定期検査事前調査書

計量法第19条の規定により、取引・証明に使用するはかりは、定期検査の受検が義務づけられています。
つきましては、以下の項目の太枠内にご回答いただき、はかりの使用状況の調査にご協力ください。

1 貴事業所についてご記入ください。

事業所名		代表者名	
所在地	〒	担当者名 (電話番号)	()

2 はかりの有無について、○印で記入してください。有の方は、3以降もご記入ください。

有	無
---	---

3 予定の検査方法に○印を記入してください。

A 定期検査（宮城県、宮城県計量検定所）	B 代検査（宮城県計量協会）
検査日や検査時間の指定はできません。	実施（予定）年月日【 年 月 日 】

4 使用しているはかりの詳細をご記入ください。

下の表の計量器の種類を○で囲み、能力、数についてご記入をお願いします。

計 量 器			
種	類	能 力	数
1.手動天びん 2.等比皿手動天びん 3.不等比皿手動天びん 4.棒はかり 5.手動指示併用はかり 6.手動指示併用はかり 7.台手動はかり 8.直接指示はかり 9.指示はかり 10.電気式はかり 11.分銅 12.おもり		kg	
1.手動天びん 2.等比皿手動天びん 3.不等比皿手動天びん 4.棒はかり 5.手動指示併用はかり 6.手動指示併用はかり 7.台手動はかり 8.直接指示はかり 9.指示はかり 10.電気式はかり 11.分銅 12.おもり		kg	
1.手動天びん 2.等比皿手動天びん 3.不等比皿手動天びん 4.棒はかり 5.手動指示併用はかり 6.手動指示併用はかり 7.台手動はかり 8.直接指示はかり 9.指示はかり 10.電気式はかり 11.分銅 12.おもり		kg	
1.手動天びん 2.等比皿手動天びん 3.不等比皿手動天びん 4.棒はかり 5.手動指示併用はかり 6.手動指示併用はかり 7.台手動はかり 8.直接指示はかり 9.指示はかり 10.電気式はかり 11.分銅 12.おもり		kg	